

# 石川県道車両転落事故 損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課訟務係

石川県道車両転落事故損害賠償請求事件

〔一審判決〕平成一四年三月二七日

金沢地方裁判所 請求一部認容（確定）

## 1 事件の概要

原告の妻が工事中の県道を走行中、カーブ地点で道路が直線的に続くものと誤信して進行し、ガードレールのない箇所から路外の川に転落し、死亡した。原告は、本事故現場の視線誘導施設及び転落防護施設の設置・管理に不備があったとして道路管理者である被告県に損害賠償請求するとともに本事故現場付近に工事用建設機械（以下「機械」という。）を放置した被告会社に、車両の安全走行を妨害したとして損害賠償請求をした。

（請求額・六、九五一万七、四〇六円）

本事故現場付近の道路は、原告の進行方向に向かってゆるやかな右カーブとなっており、カーブ手前の道路左側には街灯及びカーブミラーが設置されていたが、本事故当時、当該カーブ手前

左側の路肩から道路にかけてとカーブ地点の道路左側に機械が各一台（以下前者を「機械①」、後者を「機械②」という。）が置かれていた。なお、本件車両が転落したのは機械②の直前である。

## 2 原告の主張

本件道路は、幅員が狭く、片側（左側）は崖でその下には川がある相当に危険な道路であり、殊に本事故現場は下り直線が続いた後にカーブがあり、カーブを曲がりきれずに転落する危険のある箇所であるから、道路管理者である被告県が、転落防止のために車道外側線、ガードレール及びカーブミラーを設置する等して道路左端を明確に示し、カーブを誘導する必要のある箇所であった。しかしながら、本事故現場にはガードレールが設置されておらず、カーブミラーは機械①に隠されて見えず、車道外側線は泥等で汚されて見えにくくなっていた上に雑草や機械②に隠され、実質的にないと同然の状態となっていた。そして、機械①が置かれていたことにより、原告の進路前方には道がなく、それまでの道には設置されていた

ガードレールが設置されていないことが隠されていた。こうして、本件道路がカーブしていることをしていることを誘導するものが何もない状態となっていたところに、原告の妻が本件道路が直線的に続くものと誤信して進行し、ガードレールのない箇所から川に転落することとなった。よって、機械を放置することにより本件道路の安全を侵害し、もって本件事故の一因をつくった被告会社は、本件事故で運転者及び原告らが被った損害を賠償すべきであり、また、被告県は、工事発注者として被告会社の指導監督を怠ったこと及びガードレールの不設置等により道路が危険な状態となっていたのを漫然と見過ごし、放置した点において道路管理上の瑕疵があったことから、原告の損害を賠償すべきである。

## 3 原告の主張に対する被告の認否

### ① 被告会社の主張

機械はいずれも可能な限り路肩側に寄せて駐車しており、その右側には車両が通行できる余裕が十分にあつたものであり、通常の注意をもって運転していれば、衝突や路外逸脱等の事故が発生することはない。仮に被告会社に責任があつたとしても、運転者にも運転操作不相当及びシートベルト不着用の過失があり、過失相殺されるべきである。

### ② 被告県の主張

本件道路は未改良の部分が多く、車両の交通量は僅少であり、利用者は道路形態を熟知している地元住民にほぼ限られており、夜間であっても、通常の注意をもって本件道路及びその左右の地形等を見ながら運転すれば、本件カーブを認識できる状況であった。本件事故当時は、機械が置いてあったといっても車体の一部が少し車道に出ているだけであって、その右側には幅員が十分に確保されており、また、ライト付コーンも置いてあったのであるから、本件カーブを進行するのに支障となるものではなく、本件車両は前照灯を点灯していたのであるから、道路の左側あるいは中央を進行していれば路面や右側の崖の状況から本件カーブを認識し、安全に進行できたはずである。よって、本件事故は、運転者が進路前方左右の注視を怠ったか減速徐行を怠ったことが原因であり、被告県の道路管理に瑕疵はなく、また、被告会社に對する指導監督義務違反の事実もない。仮に被告県に責任があったとしても前記運転者の過失は大きく、その割合は九割以上である。

#### 4 判決の概要

被告らは、本件事故で運転者及び原告らが被った損害を賠償すべき義務があるが、運転者にも過失があったため、六割（運転者については七割）の過失相殺が妥当である。

#### 5 判決のポイント

##### ① 被告県の道路管理上の瑕疵について

本件道路の状況からすれば、本件カーブは、車両運転者がこれを曲がりきれずに、あるいは運転を誤って、本件川に転落する危険性のある場所であり、かつ、転落した場合重大な被害の発生する可能性のある場所であることが認められる。よって本件カーブには、道路の形状や路端の位置を示す施設及び車両の路外逸脱・転落を防止する施設が必要であると認められる。しかるところ、本件カーブ直前の本件事故現場には転落防止のガードレールが設置されておらず、また、道路左右の外側線が不鮮明で一部見えなくなったまま相当期間放置されており、これらの点において、本件道路は交通に対する安全性が欠けており、もって本件事故の一因となったものと認められるから、被告県の本件道路の設置・管理には瑕疵があったといふべきである。もつとも、放置されていた機械が車道外側線及びカーブミラーを隠し、これが工事による車道外側線の汚損と相まって道路の形状や路端位置を示す機能を損なわせていたこと及び機械②が進路上の障害物として運転者の注意を引き付ける状態となっていたことについては、当該状況が生じてから本件事故まで半日程度しか経過しておらず、その間に、被告県がそのような

状態が生じていることを認識していたとか、知らされていたとの事実を認めるに足りる証拠がない以上、これらは本件道路管理の瑕疵には該当しない。また、被告県には原告が主張するような工事現場の安全配慮義務及び被告会社に対する指導監督義務の懈怠があるとは認められない。

##### ② 被告会社の責任について

被告会社が施工していた工事に使用される機械が、その下請人らによって本件道路に放置され、車道外側線やカーブミラーを隠す等してその機能を損なわせ、かつ、通行車両の運転者に本件道路が直線的に続くものと誤信させる状態を惹起し、もって、本件道路の安全を侵害し、本件事故の一因となったものであるから、被告会社は、本件事故で運転者及び原告らが被った損害を賠償すべき義務がある。

##### ③ 過失相殺について

被告らには、本件事故で運転者及び原告らが被った損害を賠償すべき義務があるが、運転者にも前方不注意の過失があったため、六割の過失相殺が妥当である。ただし、運転者の死亡により生じた損害は運転者がシートベルト不着用であったことを加味し、七割の過失相殺が妥当である。